

〔報告〕 4月12日 滋賀県へ申し入れ 大飯4号の再稼働反対、大飯3号、高浜3・4号の運転停止を求めて

○大飯・高浜原発の火山灰層厚評価について

「規制委は26cmを認めたのだから、  
再審査すべき。再稼働ありきで進めるべきではない」



○放射能放出・被ばく過小評価の「安全宣伝」について

「関電に撤回を求める」「『一時移転は不要』との関電説明は認められない」

○東海第二原発の安全協定でUPZ自治体が同意権を得たことを受け

「長浜・高島市と共に、日本原電に敦賀原発安全協定で同意権を求める」



4月12日、大飯原発4号の再稼働反対、大飯3号と高浜3・4号の運転停止を求め、滋賀県に申し入れました。滋賀の4名をはじめ、京都、兵庫、大阪の各府県より計10名の市民が参加。県は原子力防災室の豊田参事、福島副主幹、北村主任主事の3名が対応。県危機管理センターにて、13時半から1時間強、以下3点を要望し、県の考えを問いました。



①原子力規制委員会が、大飯・高浜原発の審査時の火山灰層厚評価が過小だったと認めたことを受け、大飯4号の再稼働は中止し、大飯3号と高浜3・4号は運転停止するよう国・関西電力に求めること。②重大事故時の放射能放出・被ばく過小評価の「安全宣伝」について、関電に撤回・謝罪等を求めること。③東海第二原発でUPZ自治体が同意権を得たことを受け、滋賀県として同意権獲得に向け具体的に取り組みを進めること。

#### ◆「規制委は火山灰層厚26cmを認めたのだから、バックフィットを適用し、再審査すべき」

初めに、火山灰調査結果の報告を受けたか尋ねました。県は「関電から2、3月に何回か報告を受けました。関電は、越焔で確認された火山灰露頭は評価対象外だと述べました」と回答。関電は原子力規制庁の評価が出た後、その結果だけを報告し、関電の主張が否定されたことに反論するかは語らなかつたとのことです。規制庁から報告はなかつたとのことです。

大飯4号再稼働を中止し、大飯3号等を運転停止すべきではとの問いには、新知見が出てきたため、大飯・高浜原発が規制基準に適合しているか疑問と回答。規制委員会には再稼働ありきではなく、バックフィットを適用し、慎重かつ厳格に審査をするように求めるとの姿勢でした。

3月28日の規制委員会会合で、更田委員長は『既存の安全裕度に隠れてしまうレベルに見えるから、急ぐものではない』とし審査合格は覆りませんでした。県はこのままでは規制委員会の審査に対する信頼感がなくなるとして、再稼働ありきの規制委員会の態度を批判しました。

また、DKP（大山倉吉火山灰）について、関電・国は、原発運転期間中に同等規模の噴火の可能性は十分低いとの理由で評価しなくてよいと判断しています。県は、「十分低い」とする根拠が分からないとし、慎重かつ厳格な審査を規制委員会にしっかり求めていきたいと回答しました。

一方、「大飯4号の再稼働が迫っているため、直ちに国に求めて下さい」と問うと「タイミングがあるから・・・」と早急に動くことには消極的でした。このため「タイミングの一つとして、4月26日の関西広域連合委員会があります。広域連合は今回の大飯3・4号再稼働に何も表明していません。26日に火山灰問題を含め、規制基準に適合していないため稼働すべきではないと議

論し、申入れ書も出して下さい」と求めました。これに対し県は「広域連合に、これらを行うよう意見としては出せません」と答えましたが、具体的に行動することまでは明言しませんでした。

#### ◆九電の「安全神話」リーフ利用撤回を受け「関電に撤回を求める」

放射能放出量・被ばく予測の「安全神話」の宣伝について、九州電力の「安全神話」リーフ利用撤回を受け、関電も撤回するよう求めるべきでないかと問いました。県は「関電に住民をミスリードするような説明はしないよう求めます」「『一時移転は不要』という関電の説明はおかしい」と回答。しかし、宣伝を撤回し、ホームページから削除するよう求めるかについては、最初の回答では、関電に撤回させることはできないと述べていましたが、



県原子力安全対策連絡協議会等で、「一時移転は不要」という関電の主張については、県として意見を述べていくとのことでした。このため、「九州では市民が自治体申し入れ等で問題にし、原子力規制委員長も佐賀県知事も、九電の宣伝が安全神話だと表明することにより、九電は撤回しました。『関電の評価は一つの考え方』と容認せず、撤回を求めています」と問うと、「関電に撤回するよう求めます」と答えました。

#### ◆「同じ会社の原発なのに、東海第二で同意権を認め、敦賀で認めないのはおかしい」

同意権を含む安全協定については、滋賀県・高島市・長浜市が足並みをそろえて、近日中に日本原電と協議の場を持つと回答。高島・長浜市も県と同じ考えで、原電に対し、敦賀原発に関し、改めて立地自治体並みの協定締結を求める県の立場を伝えるとのことでした。

同じ会社の原発なのに、東海第二でできて敦賀でできないというのは問題です。東海第二の協定締結を受けて、まずは敦賀原発について同意権を得るために動いていくとの考えでした。

私たちは、原電に認めさせ、それをステップに関電との協定に繋げてほしい。また、4月26日の関西広域連合委員会でも、東海第二の協定締結を踏まえ、同意権を求めることについて議論してほしい。広域連合に入っている鳥取県も島根原発に対する同意権を求めていることを紹介し、鳥取県とも協力して進めるよう求めました。

#### ◆文書回答でも「新たな層厚評価も踏まえ、再稼働ありきでなく、慎重かつ厳格な審査を求める」

4月18日付で要望事項への文書回答が届きました。火山灰評価については、申し入れの際と同じように「規制委員会に、新たに得られた火山灰の層厚評価の踏まえ、再稼働ありきではなく、慎重かつ厳格に規制審査を実施するよう求める」としています。

「火山灰問題で再審査が必要」、「被ばく過小評価の『安全宣伝』は撤回すべき」等、今回の滋賀県の回答を、他の自治体申し入れの際に伝え、同様の声がかかるようにしていきましょう。

- ・提出した質問・要望書（4月12日付）[http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/20180412shiga\\_youbou.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/20180412shiga_youbou.pdf)
- ・滋賀県原子力防災室の文書回答（4月18日付）[http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/20180418shiga\\_kaitou.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/20180418shiga_kaitou.pdf)

○ 4月19日 関西広域連合本部事務局（大阪市）に同様の申し入れ  
4月26日の広域連合委員会で、原発問題が議題にも上がっていないためです。  
私たちの要望書は、委員会の構成団体（府県等）に送るとのことでした。

2018年4月20日 避難計画を案ずる関西連絡会 参加者一同